

公表依頼者各位

一般財団法人安全保障貿易情報センター

## 公表制度通信（第40号）

平素より、弊センターの公表制度をご利用いただき誠にありがとうございます。  
自主判定結果公表規約第12条に基づき、公表制度通信（第40号）をお送りいたします。

### 1. 政省令改正に伴う該非判定確認のお願い

平成29年12月6日付けで、貨物等省令の一部改正があり、貨物等省令第6条第一号等の一部改正がありました。

[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/seirei/171206syorei\\_shinkyu.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/seirei/171206syorei_shinkyu.pdf)

今回の貨物等省令の一部改正により、一括抹消を希望される場合は、**平成29年12月20日（水）までに**一括抹消の手続きを行うようにして下さい。

[http://www.cistec.or.jp/kohyo/kohyo\\_tetuzuki.pdf](http://www.cistec.or.jp/kohyo/kohyo_tetuzuki.pdf)

なお、政省令改正による一括抹消は、賛助会員の場合は、無料です。非賛助会員の場合は、1型番につき、200円です。

### 2. 「公表リスト総集編 2018（平成30年度版）」（CD-ROM）PDF版の発行について

CISTECでは、「公表リスト総集編 2018（平成30年度版）」（CD-ROM）PDF版を作成し、平成30年4月下旬に発行する予定です。

### 3. 自主判定結果公表規約の遵守徹底と受取確認メールのお願い

皆様のご協力により、公表リストは、通関実務において、大変評価をいただいております。今後も、引き続き自主判定結果公表規約に基づき、輸出管理の遵守徹底をお願い申し上げます。

お手数ですが、本「公表制度通信」の受取確認のため、確認のメールを**平成29年12月20日（月）までに**ご連絡下さい。特にCISTECの非賛助会員で、公表依頼をされている企業の方は、必ず確認のメールをお願い致します。期日までにご連絡いただけない場合、今後の公表をお断りする場合がございます。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-21 新虎ノ門実業会館4階  
一般財団法人 安全保障貿易情報センター  
情報サービス・研修部  
担当：岸・蝦夷森  
電話番号 03-3593-1147